

答 申 第 1 号
令和元年6月8日

鎌ヶ谷市長 清水 聖士 様

鎌ヶ谷市情報公開・個人情報保護審査会
会長 仁平 勝之

鎌ヶ谷市個人情報保護条例第9条第1項第5号及び同条例第9条の2
第2項の規定による諮問について（答申）

平成31年2月20日付け鎌農振第1235号により諮問のあったことについて、下記のとおり答申します。

記

第1 審査会の結論

諮問のあった千葉県森林クラウドに係るオンライン結合については、鎌ヶ谷市個人情報保護条例第9条第1項第5号の規定に照らして審議した結果、公益上の必要その他相当の理由があり、かつ、個人情報の保護のために必要な措置が講じられていると思料されることから、同条例第9条の2第2項に基づくオンライン結合は妥当であると判断する。

第2 諮問する根拠

実施機関は、鎌ヶ谷市個人情報保護条例（平成12年鎌ヶ谷市条例第1号）第9条第1項の規定により、原則として、保有する個人情報を実施機関以外のもに提供してはならないこととされている。

また、保有個人情報のオンライン結合による外部提供については、同条例第9条の2第1項の規定により制限されている。

上記の規定に係る例外として、同条例第9条第1項第5号の規定による「公益上の必要その他相当の理由があると認められるとき」及び同条例第9条の2第2項の規定による「公益上の必要その他相当の理由があり、かつ、保有個人情報の保護のために必要な措置が講じられていると認められる場合」に該当するか否かを審査会に諮問するものである。

第3 実施機関の主張要旨

- ・ 実施機関では、平成31年4月1日から森林経営管理法が施行されることに伴い、市町村の責務として区域内に存する森林の経営管理が円滑に行われるよう努めるとともに、林地台帳制度の運用の開始により、市町村が所有者情報等を整備し、適切に林地事業体等に情報提供を行う必要がある。
- ・ 本市にある約75ヘクタールの地域森林計画を主体的に管理するにあたっては、重点区域のゾーニングや適切な施業管理のため千葉県からの支援が必要であるとともに、林地台帳の整備には千葉県の森林計画図や森林簿との連動が必須となる。
- ・ 以上の状況から、千葉県では「千葉県森林クラウド」を構築し、オンライン上で千葉県、参加市町村、林業事業体による情報共有を行うこととした。
- ・ クラウドが運用されると、千葉県と各市町村間は、行政間だけに限られたL G W A N回線によって地図や林地台帳のデータがリアルタイムで共有されることとなり、事務の効率が図られるとともに、安全性の高いシステムとなっている。

第4 審査会の判断

従来は森林関連情報の整備は千葉県が主体となっていたが、新たな法整備や制度の創設に伴い、今後は鎌ヶ谷市が主体的に森林整備を進めていくこととなり、県が保有する森林に関する情報と市が今後管理する森林所有者情報を連携させる必要がある。千葉県森林クラウドへの参加により、ネットワーク上での情報共有が可能となることで、業務の効率化の向上、森林整備の推進による地域の活性化等に資することとなり、公益性が高いと判断される。

また、千葉県森林クラウドにおける保有個人情報の保護に係る措置については、千葉県森林クラウド利用要領の規定によって利用者の責務や管理、セキュリティ対策やデータの取扱い等につき定められており、システムの構成も自治体間のL G W A N回線を用いて通信されることから、個人情報の保護のために必要な措置が講じられていると認められる。

第5 実施にあたっての留意事項

今後、林業事業体などの地方公共団体以外の主体と新たに情報連携を行うこととなった場合は、保有個人情報の取扱いにつき、審査会への付議や意見聴取を適宜行うよう留意願いたい。